

## 第65号議案

令和4年2月18日  
任用給与課  
試験課

令和4年度東京都職員採用選考の実施に関する  
権限の委任並びに基準及び方法の承認について

令和4年2月16日付3総人第2171号により東京都知事から申請のあったこのことについては、申請のとおり権限を委任し、選考の基準及び方法を承認する。

項目	内容								
1 概要	<p>令和4年度東京都職員採用選考（児童福祉（経験者））について、職員の競争試験及び選考の委任に関する規則第4条の規定に基づきその実施権限（第三次選考に係る部分を除く）を知事に委任し、同規則第5条第1項の規定に基づき選考の基準及び方法を承認する。</p>								
2 委任理由	<p>都における虐待相談件数は、近年、急激に増加しているとともに、相談内容も複雑化・多様化しており、困難事例にも対応可能な高い専門性を有する児童福祉司の確保が急務となっている。相談事例に適正に対応するためには、専門的な対人スキルが不可欠であり、そうした対人スキルを実証するためには、より実務に即した能力実証方法をとることが必要である。</p> <p>こうした職務の特殊性から、福祉職の採用にあたっては、任命権者が選考を行うことで、よりの確な人材確保が可能となるため、委任する。</p>								
3 選考基準及び選考方法	<p>(1) 選考基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和38年4月2日以降に生まれた人</li> <li>・学校卒業後の福祉に関する職務経験年数が別に定める年数以上の人 <ul style="list-style-type: none"> <li>院修了 5年以上</li> <li>大卒 7年以上</li> <li>高卒 11年以上 等</li> </ul> </li> <li>・児童福祉司又は児童自立支援専門員の任用資格を有する人</li> </ul> <p>(2) 選考方法</p> <table border="1" data-bbox="507 1417 1332 1615"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1417 719 1467">項目</th> <th data-bbox="719 1417 1332 1467">選考方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1467 719 1516">第一次選考</td> <td data-bbox="719 1467 1332 1516">・筆記試験</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1516 719 1565">第二次選考</td> <td data-bbox="719 1516 1332 1565">・口述試験</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1565 719 1615">第三次選考</td> <td data-bbox="719 1565 1332 1615">・東京都人事委員会による書類選考</td> </tr> </tbody> </table>	項目	選考方法	第一次選考	・筆記試験	第二次選考	・口述試験	第三次選考	・東京都人事委員会による書類選考
項目	選考方法								
第一次選考	・筆記試験								
第二次選考	・口述試験								
第三次選考	・東京都人事委員会による書類選考								
4 採用予定者数	45人程度								
5 申込受付期間	6月13日（月）から8月29日（月）まで								
6 選考日程	<table border="1" data-bbox="507 1785 1350 1933"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1785 715 1834">第一次選考日</th> <th data-bbox="715 1785 922 1834">第二次選考日</th> <th data-bbox="922 1785 1129 1834">第三次選考日</th> <th data-bbox="1129 1785 1350 1834">最終合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1834 715 1883">9月18日（日）</td> <td data-bbox="715 1834 922 1883">10月22日（土） 又は23日（日）</td> <td data-bbox="922 1834 1129 1883">11月上旬</td> <td data-bbox="1129 1834 1350 1883">11月18日（金）</td> </tr> </tbody> </table>	第一次選考日	第二次選考日	第三次選考日	最終合格発表	9月18日（日）	10月22日（土） 又は23日（日）	11月上旬	11月18日（金）
第一次選考日	第二次選考日	第三次選考日	最終合格発表						
9月18日（日）	10月22日（土） 又は23日（日）	11月上旬	11月18日（金）						

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

令和 4 年度東京都職員採用選考の実施に関する  
権限の委任並びに基準及び方法の承認について (申請)

東京都職員採用選考を下記のとおり実施したいので、職員の競争試験及び選考の委任に関する規則第 4 条の規定に基づき、選考の実施に関する権限を委任していただきたく申請します。また、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、選考の基準及び方法について承認いただきたく併せて申請いたします。

記

(権限委任)

1 委任を受けたい選考の名称及び職種

(1) 選考の名称

東京都職員採用選考 (児童福祉 (経験者))

(種類: 東京都職員キャリア活用採用選考)

(2) 対象職種

福祉

2 採用又は昇任の別

採用

3 委任を受けたい範囲

募集から最終合格発表まで (第三次選考の実施に係る範囲を除く)

4 委任を受けたい理由

都における虐待相談件数は、近年、急激に増加しているとともに、相談内容も複雑化・多様化しており、困難事例にも対応可能な高い専門性を有する児童福祉司の確保が急務

となっている。相談事例に適正に対応するためには、専門的な対人スキルが不可欠であり、そうした対人スキルを実証するためには、より実務に即した能力実証方法をとることが必要である。

こうした職務の特殊性から、福祉職の採用にあたっては、任命権者が選考を行うことで、よりの確な人材確保が可能となるため、委任を受けたい。

## 5 選考の実施概要

### (1) 選考日程等

第一次選考日	第二次選考日	最終合格発表日
令和4年9月18日	令和4年10月22日又は10月23日 のうち指定する1日	令和4年11月18日

### (2) 受験者見込数

150名程度

### (3) 採用予定人員

45名程度

### (4) 選考の実施方法

ア 基準及び方法に基づき実施し、選考終了後に結果を報告する。

イ 原則として、募集のPR活動は任命権者において実施する。

### (選考の基準及び方法)

#### 1 選考の名称

東京都職員採用選考（児童福祉（経験者））

（種類：東京都職員キャリア活用採用選考）

#### 2 選考の対象となる職の種類

福祉

#### 3 採用予定人員及び受験者見込数

採用予定人員	受験者見込数
45名程度	150名程度

#### 4 募集の方法

下記ホームページ等により、広くPRし、募集を行う。

- ・ 福祉保健局ホームページ
- ・ 都庁及び児童相談所等における試験案内配布
- ・ 社会福祉士養成施設長宛て通知
- ・ 広報東京都
- ・ 月刊「福祉保健」

#### 5 主な受験資格

##### (1) 職務経験

昭和38年4月2日以降に生まれた人で、学校卒業後の福祉に関する職務経験（※）年数が別表のいずれかに該当する人

※ 福祉に関する職務経験

福祉施設や病院等での相談援助業務や直接支援業務等

##### (2) 資格

ア 児童福祉司（児童福祉法第13条第3項又は同法施行規則第6条に該当する人）

イ 児童自立支援専門員（東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第90条に該当する人）

※ 令和5年3月末現在

#### 6 申込受付期間

令和4年6月13日午前10時から8月29日午後5時まで

#### 7 選考の日程、方法及び場所

選考	日程	方法	場所
第一次選考	令和4年9月18日	筆記試験（論文）	東京都社会福祉保健医療研修センター
第一次合格発表	令和4年10月11日	メール及び郵送	—
第二次選考	令和4年10月22日又は10月23日のうち指定する1日	口述試験（ロールプレイングを含む個人面接）	東京都社会福祉保健医療研修センター
第三次選考	東京都人事委員会における書類選考		
最終合格発表	令和4年11月18日	メール及び郵送	—

8 合格決定の基準

(1) 第一次選考

第一次選考の成績により決定する。

(2) 第二次選考

第二次選考の成績により決定する。

(3) 第三次選考（最終合格）

東京都人事委員会における第三次選考により決定される。

《別表》

学歴区分		学歴免許等の資格（学校教育法による学校及び教育施設）	必要な 職務経験年数
大学院修了	博士課程	大学院博士課程の修了	5年以上
	修士課程・専門職学位課程（標準修業年限2年以上）	(1) 大学院修士課程（標準修業年限2年以上）の修了 (2) 専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限2年以上）の修了	5年以上
	修士課程・専門職学位課程（標準修業年限1年以上）	(1) 大学院修士課程（標準修業年限1年）の修了 (2) 専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限1年）の修了	6年以上
大学卒業	6年制	大学の医学若しくは歯学に関する学科（学校教育法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）、薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業	5年以上
	専攻科	4年制の大学の専攻科の卒業又は修了	6年以上
	4年制	4年制の大学の卒業	7年以上
短期大学等卒業	3年制	(1) 3年制の短期大学又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の卒業又は修了 (2) 2年制の短期大学の専攻科の卒業又は修了 (3) 高等専門学校の専攻科の卒業又は修了 (4) 専修学校（修業年限3年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業	8年以上
	2年制	(1) 2年制の短期大学又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の卒業又は修了 (2) 高等専門学校の卒業 (3) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業又は修了 (4) 大学の2年制の課程の修了 (5) 専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 (6) 各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	9年以上
高等学校等卒業	専攻科	(1) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業又は修了 (2) 専修学校（修業年限1年以上の専門課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業又は修了	10年以上
	3年制	(1) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（学校教育法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 高等専門学校の3年次の課程の修了 (3) 専修学校（修業年限3年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 (4) 各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限3年以上の課程のものに限る。）の卒業	11年以上
	2年制	(1) 専修学校（修業年限2年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 (2) 各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	12年以上
中学校等卒業		(1) 中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（学校教育法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 専修学校（修業年限1年以上の高等課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業	14年以上